三十二点　北緯三四度二二分五三秒一九五四　東経一三二度二二分二四秒一五六四
三十三点　北緯三四度二二分五三秒一七三五　東経一三二度二二分二四秒二三六六
三十四点　北緯三四度二二分五二秒九四四七　東経一三二度二二分二四秒四五九四
三十五点　北緯三四度二二分五二秒八四六二　東経一三二度二二分二四秒四二〇八
三十六点　北緯三四度二二分五二秒八二八六　東経一三二度二二分二四秒四一三九
三十七点　北緯三四度二二分五二秒七五四一　東経一三二度二二分二四秒〇七五一
三十八点　北緯三四度二二分五二秒七六三七　東経一三二度二二分二四秒〇四〇二
三十九点　北緯三四度二二分五二秒七八四七　東経一三二度二二分二三秒九六三四

○関東地方整備局告示第百五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十五日

関東地方整備局長　岩崎　福久

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百六十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
茨城県猿島郡境町みらい平二丁目一〇番から同町みらい平二丁目一八番まで	前	一一〇・〇〇～三三一・七四	メートル
	後	一一〇・〇〇～三二五・九四	〇・一六五 キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○関東地方整備局告示第百五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十五日

関東地方整備局長　岩崎　福久

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百六十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸字横町一五七〇番一から同町大字国納字横町七三〇番四まで	前	三二・〇〇～三八・〇〇	メートル
	後	三二・〇〇～三七・〇〇	〇・一四八 キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十五日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

○国土交通省告示第三百十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和七年四月十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　上原川
二　砂防法第二条の土地の表示
　昭和三十五年建設省告示第八百七十六号で指定した上原川に掲げる土地のうち、次の一点と二点を結んだ線より根谷川合流点に至る区間の官民地境界線から左右各岸五メートルまでの区域及び同区間の河川敷
　一点　北緯三四度三〇分三一秒四五二六　東経一三二度三一分〇五秒四七七二
　二点　北緯三四度三〇分三一秒三〇六一　東経一三二度三一分〇五秒八八五二

○関東地方整備局告示第百五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十五日

関東地方整備局長　岩崎　福久

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百六十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
茨城県猿島郡境町みらい平二丁目一〇番から同町みらい平二丁目一八番まで	前	一一〇・〇〇～三三一・七四	メートル
	後	一一〇・〇〇～三二五・九四	〇・一六五 キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○関東地方整備局告示第百五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十五日

関東地方整備局長　岩崎　福久

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百六十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸字横町一五七〇番一から同町大字国納字横町七三〇番四まで	前	三二・〇〇～三八・〇〇	メートル
	後	三二・〇〇～三七・〇〇	〇・一四八 キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十五日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

○国土交通省告示第三百十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和七年四月十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　上原川
二　砂防法第二条の土地の表示
　昭和三十五年建設省告示第八百七十六号で指定した上原川に掲げる土地のうち、次の一点と二点を結んだ線より根谷川合流点に至る区間の官民地境界線から左右各岸五メートルまでの区域及び同区間の河川敷
　一点　北緯三四度三〇分三一秒四五二六　東経一三二度三一分〇五秒四七七二
　二点　北緯三四度三〇分三一秒三〇六一　東経一三二度三一分〇五秒八八五二

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百六十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
香芝市下田西一丁目一六一番二から同市下田西一丁目一二四番一まで	前	六・二一～一〇・一四	メートル
	後	八・九二～一〇・二一	〇・〇七八 キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十五日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百六十五号	香芝市下田西一丁目一六一番二から同市下田西一丁目一二四番一まで	近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

供用開始の期日　令和七年四月十五日

○岐阜県公安委員会告示第六号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月十五日

岐阜県公安委員会委員長　林　正子

特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日岐阜県公安委員会告示第一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前	指定番号　六三二二―一
変更後	指定番号　六三二五―一

○愛知県公安委員会告示第十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月十五日

愛知県公安委員会委員長　藤森　利雄

特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日愛知県公安委員会告示第一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前	指定番号　六三二二―一
変更後	指定番号　六三二五―一

○三重県公安委員会告示第十号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月十五日

三重県公安委員会委員長　志田　幸雄

特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日三重県公安委員会告示第百四十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前	指定番号　六三二二―一
変更後	指定番号　六三二五―一

○京都府公安委員会告示第四十六号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月十五日

京都府公安委員会委員長　在田　正秀